

2021年7月12日

「第14回複合・合成構造の活用に関するシンポジウム」

若手優秀発表賞選考 実施要綱

日本建築学会 鋼コンクリート合成構造運営委員会

1. 目的

「複合・合成構造の活用に関するシンポジウム」における学生・若手技術者などの優れた発表を表彰し、鋼コンクリート合成構造分野の研究活動の活性化を促し、かつ若手の学会活動への参画を奨励することを目的とする。

2. 名称

本件の表彰名は、「第14回複合・合成構造の活用に関するシンポジウム 若手優秀発表賞」とする。

3. 選考対象者

本会の正会員（個人）または準会員（個人）で、「第14回複合・合成構造の活用に関するシンポジウム」で講演集原稿の筆頭著者で口頭発表を行い、かつ、シンポジウム開催年度の4月1日時点の年齢が30歳未満の者から選考する。

4. 告知

日本建築学会 鋼コンクリート合成構造委員会ホームページ上で本制度の告知を行い、当日各セッション開始前に、司会者より30歳未満の発表者が若手優秀発表賞の対象であることを告知する。

（鋼コンクリート合成構造運営委員会ホームページ：<http://news-sv.aij.or.jp/kouzou/s34/>）

5. 選考基準

- 1) 「複合・合成構造の活用に関するシンポジウム」で特に優れた発表（講演集原稿の完成度、発表資料のわかりやすさ、質疑に対する応答を含む）を選考する。
- 2) 選考対象者が発表する講演数の10%程度を表彰する。
- 3) 選考は、日本建築学会 鋼コンクリート合成構造運営委員会傘下に組織する、「複合・合成構造シンポジウム企画WG」に設置するシンポジウム若手優秀発表賞選考委員会が行なう。

6. 実施主体

実施主体は日本建築学会 鋼コンクリート合成構造運営委員会とする。実施に際しては、本要綱に基づいて鋼コンクリート合成構造運営委員会主査が学術推進委員会の承認を得て行うものとする。

7. 選考結果の公表

選考結果は、シンポジウム終了後、鋼コンクリート合成構造運営委員会ホームページ上で公表するとともに、本人に通知する。

8. その他

上記規定に対し修正ないし補足の必要が発生した際には、日本建築学会 鋼コンクリート合成構造運営委員会主査・幹事が協議の上、決定する。

以上